

埼玉県訓令第八号

訓令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

様式第十一号の五の（注）3中「シニア海外ボランティア」を「シニア海外協力隊」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年七月一日から施行する。